

令和 8 年度

市有財産売却のご案内
一般競争入札【青葉台 2 丁目地内】

長岡市財産管理部財産マネジメント課
長岡市大手通 2 丁目 6 番地（フェニックス大手イースト 6 階）
電話：0258-39-2211（直通）

目 次

	ページ
○ 申込みから所有権移転登記までの流れ	1
○ 一般競争入札実施要項	
I 本件不動産の表示及び予定価格（最低価格）	2
II 入札参加申込について	2～5
1 入札参加申込期間及び受付場所	
2 入札参加資格	
3 入札参加申込条件	
4 入札参加申込時に持参していただくもの	
5 入札参加申込みの方法	
6 申込みにあたっての留意事項	
7 入札保証金について	
III 入札について	5～7
1 入札及び開札の日時	
2 入札に必要なもの（必要書類）	
3 入札の方法	
4 入札の無効	
5 開札	
6 落札者の決定	
7 入札結果の公表	
8 入札の中止等	
IV 契約について	7
1 契約の締結	
2 売買代金等の支払い方法	
3 所有権の移転等	
V その他	8
VI 用途地域内の建築物の用途制限	9

○ 入札応募等書類様式

- 様式 1 入札参加申込書
- 様式 2 入札書
- 様式 3 委任状
- 様式 4 同意書
- 様式 5 誓約書
- 様式 6 代表者選任届
- 様式 7 入札保証金変更届
- 様式 8 入札参加申込取下書
- 様式 9 入札参加辞退届
- 様式 10 質問票

○ 資料

- 資料 1 位置図
- 資料 2 物件調書等
- 資料 3 封筒記載例
- 資料 4 土地売買契約書（案）

申込みから所有権移転登記までの流れ

※詳しい内容については、本文をお読みください。

①入札参加申込（P2～5）

○受付期間：令和8年8月3日（月）～令和8年9月18日（金）
（土・日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

○受付場所：長岡市 財産管理部 財産マネジメント課
（長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階）

※入札参加申込書を提出していただき、審査終了後、入札参加許可証を交付します。

②入札（P5～6）

○入札日時：令和8年9月30日（水）午前11時00分

○受付時間：午前10時30分から午前11時00分まで

○入札開場場所：長岡市役所大手通庁舎 5階コラボレーションルーム
（長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト5階）

※入札保証金（入札額の5%以上）の納入が必要です。

③落札者の決定（P6）

○市の予定価格（最低価格）以上で、かつ、最高金額をもって入札した者を落札者に決定します。

④契約の締結（P7）

○契約締結期限：落札者決定通知書の交付日の翌日から7日以内

※契約保証金として、売買代金の10%以上の納入が必要です

※入札保証金を契約保証金に充当することができます。

※契約締結に必要な収入印紙は、落札者の負担とします。

⑤売買代金の納入（P7）

○契約締結後、30日以内に一括で売買代金の残額を納入してください。

※契約保証金を売買代金に充当するものとします。

⑥土地の引渡し及び所有権移転登記（P7）

○売買代金の納入完了を確認後、売却土地を引渡し、長岡市が所有権の移転登記を行います。

※所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

一般競争入札実施要項

本要項は、今回一般競争入札により売却する長岡市所有地（以下「本件不動産」という。）を売却するにあたり、必要な事項を定めるものです。

入札参加希望者は、入札参加申込期間内に、入札参加申込書を提出していただき、入札参加申込条件を有していると長岡市が認める場合は、入札参加許可証を交付します。

長岡市（以下「市」という。）が定める予定価格（最低価格）以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

この物件の入札に参加を希望される方は、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

I 本件不動産の表示及び予定価格（最低価格）

区分	不動産の表示	予定価格 （最低価格）
土地	地 番：長岡市青葉台2丁目1番34 地 目：宅地 面 積：823.60 m ² 備 考：第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）	6,375,400 円

II 入札参加申込について

1 入札参加申込期間及び受付場所

<入札参加申込期間>

令和8年8月3日（月）から9月18日（金）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

<入札参加申込受付場所>

〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

長岡市財産管理部財産マネジメント課（電話：0258-39-2211（直通））

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
 - ア 成年被後見人
 - イ 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 破産者で復権を得ていない者
- (2) 過去 3 年間に、次の各号の一に該当する行為を行った者。また、その者を代理人として使用する者
 - ア 入札において、その公正な執行を妨げる行為又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合する行為
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
 - エ 前各号の一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用する行為
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (5) 暴力団員と認められる者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (8) 法人にあつては、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。(9)において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (9) 法人にあつては、その役員のうちに(5)から(7)までのいずれかに該当する者がある者

3 入札参加申込条件

申し込みは、1 個人又は 1 法人につき 1 回までとし、共有で入札に参加する場合は、

1 共有入札者につき 1 回までとします。

4 入札参加申込時に持参していただくもの

- (1) 入札参加申込書（様式1）
- (2) 個人の場合は入札参加申込者本人の住民票の写し（1通）（発行から3箇月以内に個人番号の記載がないもの。）
法人の場合は現在事項全部証明書（1通）（発行から3箇月以内のもの。）
- (3) 同意書（様式4）（3 入札参加資格(1)ーイに該当する場合）
- (4) 誓約書（様式5）（過去2年以内に市に提出したことがある場合は、不要です。）
- (5) 共有で入札に参加しようとする場合には、代表者選任届（様式6）と(2)がそれぞれ全員分が必要です。（共有で入札する場合でも、入札者は代表者1名となります。）

5 入札参加申込みの方法

入札参加申込期間内に、入札参加申込書（様式1）に必要書類を添えて、入札参加申込受付場所に直接持参してください。なお、電話・郵送・ファックス・メールによる申込みは受け付けません。

6 申込みにあたっての留意事項

- (1) 落札後の売買契約は、入札参加申込書に記載された名義人との契約になります。ただし、共有で入札に参加する場合は代表者選任届（様式6）に記載された共同入札参加者の連名での契約となります。
- (2) 入札参加申込みの取下げは、申込期間内に限り、入札参加申込取下書（様式8）を提出してください。
- (3) 既に入札参加申込書を提出し、市から入札参加許可証を交付されている者で入札参加を辞退したい場合は、入札参加辞退届（様式9）を入札日までに提出してください。

7 入札保証金について

- (1) 入札に参加される方は、入札に際し、入札保証金が必要となりますので「入札参加申込書（様式1）」に、入札額の5%以上の入札保証金額を記載してください。後日市が発行する納入通知書にて、入札日の前日までに金融機関で納付の上、入札当日、受付へ入札保証金の領収書を提出してください。
- (2) 入札保証金を変更する場合は、入札保証金変更届（様式7）を令和8年9月11日（金）までに提出してください。
※入札保証金の減額変更は認めません。
- (3) 入札後の入札保証金の取り扱いについては、以下のとおりです。

ア 落札者

所定の様式で申請いただくことにより、契約保証金の一部に充当することがで

きます。指定した契約締結日までに落札者が契約を締結しないときは、当該落札を取り消し、入札保証金は市に帰属します。

イ 落札者以外の者

指定された金融機関の口座に返還します。なお、返還に際しては、日数を要します。

- (4) 入札保証金には利息は付しません。

Ⅲ 入札について

1 入札及び開札の日時

- (1) 入 札 日 令和8年9月30日（水）
- (2) 入 札 時 間 午前11時00分
- (3) 受 付 時 間 午前10時30分から午前11時00分まで
- (4) 開 札 時 間 入札終了後直ちに開始します。
- (5) 場 所 長岡市役所大手通庁舎 5階コラボレーションルーム
(新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト5階)

※当日、受付がお済みであっても、入札時間に遅れた場合は入札参加の棄権と判断します。

※受付の状況により、入札開始時間が遅れることがあります。

2 入札に必要なもの（必要書類）

- (1) 入札書（様式2）
- (2) 封 筒（封筒記載例を参照）
- (3) 入札保証金の領収書（納入通知書の半券。領収日付印が押してあるもの。）
※受付で確認後、返却します。
- (4) 入札者の身分を証明する書類（運転免許証等）
- (5) 入札参加許可証
- (6) 委任状（様式3。代理人により入札しようとする場合のみ。）

3 入札の方法

- (1) 入札執行時間前に受付で入札参加許可証及び入札保証金の領収書を提出してください。なお、入札保証金の領収書は、確認後、返却します。
- (2) 入札参加者は、入札書（様式2）に必要な事項を記入し、入札書を封筒（封筒記載例を参照）に入れ、封印した上、入札執行職員の指示に従って入札箱に投函してください。
- (3) 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を入札の受付時

に提出してください。

- (4) 入札の当日、出席しなかった者又は入札開始時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。
- (5) 入札者は、その投函した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできません。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 申込人の委任を受けていない者がした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額（入札額の5%以上）に達しない者がした入札
- (4) 入札書等の押印を必要とする場所に押印がない入札
- (5) 入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (7) 入札書の金額を訂正、削除、挿入等した入札
- (8) 入札に関し連合するなど不正な行為を行った者がした入札
- (9) 予定価格（最低価格）未満の金額の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

落札者が(1)、(2)、(8)、(10)に該当することが後日判明した場合、その事実が判明した時点でその者のした入札を無効とします。契約締結前の場合、入札保証金については市に帰属し、返還しません。契約締結後の場合、契約書第11条に基づき契約を解除します。

5 開札

- (1) 開札は、入札締切後、直ちに入札者立会のもとで行います。
- (2) 開札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会職員以外の者は入場することができません。

6 落札者の決定

- (1) 市の予定価格（最低価格）以上で、かつ、最高金額をもって入札した者を落札者とします。落札者には、後日、落札者決定通知書を交付します。
- (2) いずれの入札金額も予定価格（最低価格）に達していない場合は、再入札は行わず、入札を打ち切ります。
- (3) 最高金額をもって入札した者が2人以上いる場合は、当該入札者にくじを引いてもらい落札者を決定します。くじ順については、予備くじにより決定します。

7 入札結果の公表

落札者があるときは、その場でその者の会社名（個人の場合は個人名）及び金額を開札に立ち会った入札者にお知らせします。

また、入札結果について、ホームページ等で公表する場合があります。

8 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

IV 契約について

1 契約の締結

- (1) 落札者は、落札者決定通知書の交付日の翌日から7日以内に財産マネジメント課において、契約の締結を行っていただきます。期日までに契約を締結されない場合は、落札者の決定は無効となります。
- (2) 契約締結前までに、売買代金の10%以上の契約保証金を市が発行する納入通知書により納入してください。なお、所定の様式で申請いただくことにより、入札前に納入した入札保証金を充当することができます。
- (3) 落札者が、契約締結後30日以内に売買代金を納入しない場合は、契約保証金は市に帰属し、返還しません。
- (4) 契約締結に要する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担とします。

2 売買代金等の支払い方法

- (1) 契約締結後、市が発行する納入通知書により、30日以内に契約保証金を除いた売買代金を一括納付してください。ただし、契約保証金として、売買代金の全額を納入している場合は、この限りではありません。
※契約保証金は売買代金の一部に充当するものとします。
- (2) 所有権の移転登記は市で行いますので、市が用意する国税収納金納付書により登録免許税を金融機関に納入した領収証書又は登録免許税相当額の収入印紙を市まで提出してください。

3 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納入完了を確認後、速やかに所有権が移転するものとします。
- (2) 本件不動産の引渡しは、売買代金納入完了確認後、速やかに行います。
- (3) 本件不動産の所有権移転登記は、売買代金及び登録免許税納入完了確認後、速やかに市が手続きします。

V その他

- 1 本件不動産を売却するにあたり、現状有姿での引渡しとなります。入札参加者は、自らの責任において現地及び周辺環境の状況を確認するとともに、必要な調査を実施してください。
- 2 現地の構造物は現状有姿のまま引き渡します。
- 3 現地の構造物に関し、隣接土地所有者、隣接住民等との調整等が生じた場合は、すべて本件不動産落札者において行ってください。
- 4 上水道、ガス、下水道の引き込みについては、自己負担になります。
- 5 市道青葉台 11 号線に埋設されている消雪施設を管理する消雪組合に加入し、消雪施設の利用に係る負担金等を、消雪組合で定められた基準に基づきお支払いください。
- 6 消雪施設、消雪組合に関し、消雪組合、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて本件不動産落札者において行ってください。
- 7 本件不動産の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行ってください。
- 8 本件不動産の地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っておりません。なお、調査にかかる費用については落札者の負担とし、長岡市はこれらに関する一切の損害賠償等の責任を負いません。また、本件不動産について契約内容に適合しない事項が判明した場合であっても、長岡市は契約不適合責任を負いません。
- 9 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- 10 不明な点は、令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時 15 分までに質問票（様式 10）を使用し、電子メールでお問い合わせください。なお、質問に対する回答は、質問者を伏せてホームページ上に公開します。

質問のメールを送信した際は、必ず電話による着信確認を行ってください。

送信先メールアドレス：f-management@city.nagaoka.lg.jp

Ⅵ 用途地域内の建築物の用途制限(概要)

長岡都市計画地区計画の変更

(長岡市決定)

都市計画青葉台地区地区計画を次のとおり変更する。

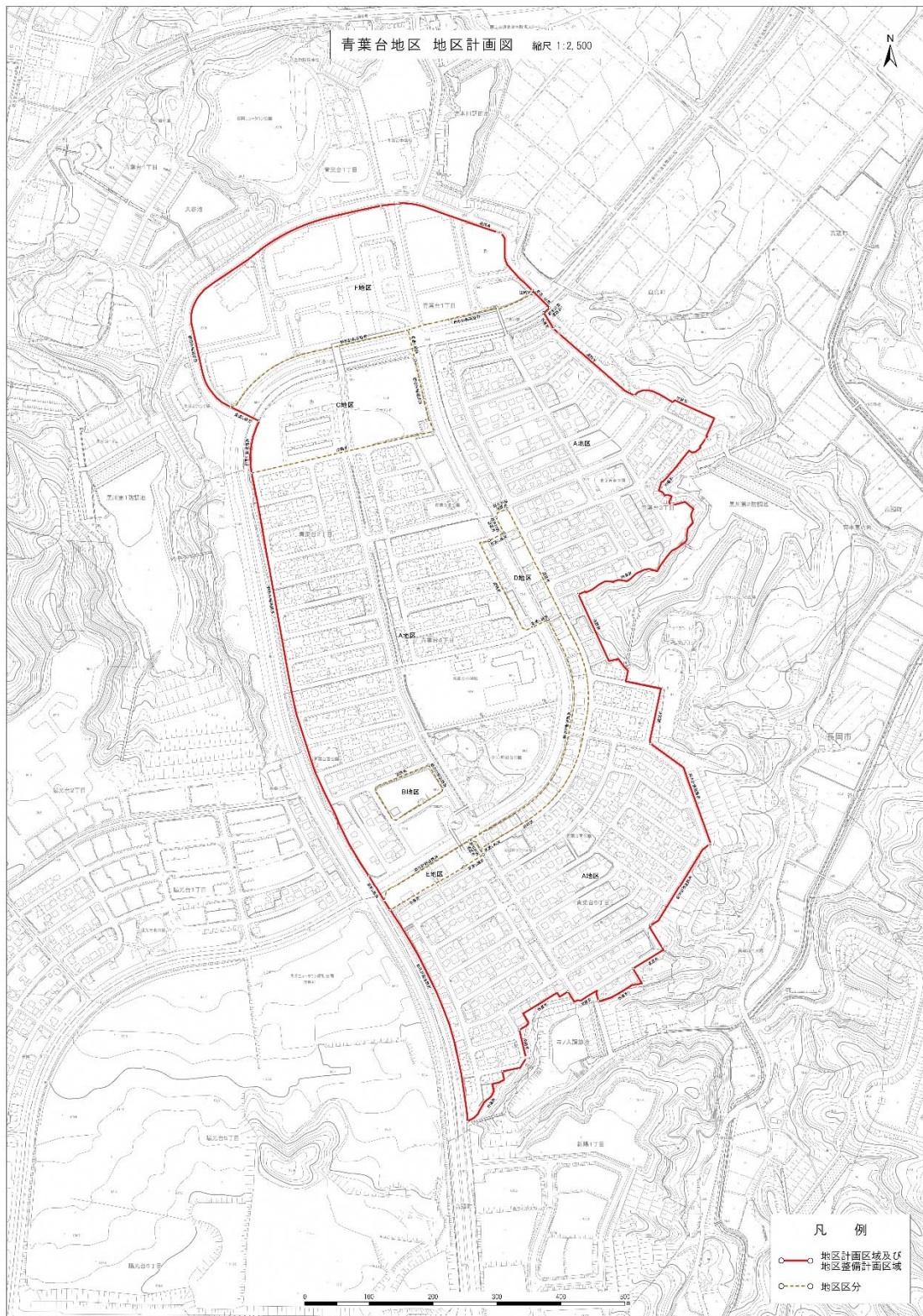
名 称		青葉台地区地区計画					
位 置		長岡市青葉台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目の各一部					
面 積		約 67.5ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、関越自動車道長岡インターチェンジから西へ約3km、長岡市の信濃川左岸の西部丘陵地域において、「産」、「学」、「住」、「遊」、「創」の多様な都市機能を備えた長岡ニュータウン地区に位置し、既に良好な市街地が形成されている。 この良好な住環境を維持・保全し、さらに合理的かつ健全な土地利用の誘導を図り、ゆとりと潤いのある良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。					
	土地利用の方針	良好な市街地環境の形成を図るため、地区内をA地区（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域）、B地区（第二種低層住居専用地域）、C・D・E地区（第一種住居地域）、F地区（商業地域）の6つに区分する。 A地区及びD地区は、戸建て住宅地としての土地利用を図る。B地区及びC地区は、既存集合住宅地と調和した土地利用を図る。E地区は、住宅のほか店舗等、生活利便性を高める土地利用を図るものとする。F地区は、店舗や事務所など商業業務系の土地利用を図るものとする。 なお、F地区において商業施設が複数棟まとまって立地した場合の床面積の総量は、25,000㎡程度を目安とする。					
	建築物等の整備方針	良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の意匠の制限を定める。かき又はさくの構造については、風致、美観を損なわないものとするよう努め、道路に面する側にあっては、極力開放的なものとする。 また、敷地の地盤高については、分譲時の造成地盤高を変更しないよう努める。					
	緑化の方針	良好な市街地環境を形成するため、敷地内には樹木、芝生、草花等を植栽することにより地区全体の緑化に努めるものとする。なお、植栽する樹木等の種類は、地域の風土に適したものとする。					
地区整備計画	位 置	長岡市青葉台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目の各一部					
	面 積	約 67.5ha					
	地区の区分	A 地 区 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域)	B 地 区 (第二種低層住居専用地域)	C 地 区 (第一種住居地域)	D 地 区 (第一種住居地域)	E 地 区 (第一種住居地域)	F 地 区 (商業地域)
	地区の区分の面積	約 51.1ha	約 0.5ha	約 4.4ha	約 2.0ha	約 0.5ha	約 9.0ha
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。
	建築物等に関する事項	1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3. 公衆浴場 4. 店舗、飲食店その他これらに類するもの	1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 公衆浴場 3. 店舗、飲食店その他これらに類するもの	1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 公衆浴場 3. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので床面積の合計が	1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3. 公衆浴場 4. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これ	1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3. 公衆浴場 4. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これ	1. 自動車教習所 2. 畜舎 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

			もの		600㎡を超えるもの 4. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 5. 病院 6. 店舗、飲食店その他これらに類するもの 7. 事務所その他これに類するもの 8. 集会場 9. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 10. ホテル、旅館 11. 自動車教習所 12. 畜舎 13. 自動車車庫 14. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの 15. 工場 16. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	らに類するもので床面積の合計が600㎡を超えるもの 5. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 6. 病院 7. 店舗、飲食店その他これらに類するもの 8. 事務所その他これに類するもの 9. 集会場 10. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 11. ホテル、旅館 12. 自動車教習所 13. 畜舎 14. 自動車車庫 15. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの 16. 工場 17. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	らに類するもので床面積の合計が600㎡を超えるもの 5. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 6. 病院 7. 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの 8. 事務所その他これに類するもので床面積の合計が500㎡を超えるもの 9. 集会場 10. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 11. ホテル、旅館 12. 自動車教習所 13. 畜舎 14. 自動車車庫 15. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの 16. 風俗営業等の規制及び業務の適正2号及び第3号（接待	4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 倉庫業を営む倉庫 6. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 7. 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの 8. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 9. ナイトクラブその他これに類するもの 10. 個室付浴場に係る公衆浴場その他これらに類するもの 11. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの 12. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号（接待飲食等営業）の用に供するもの
--	--	--	----	--	---	---	---	--

建築物等に関する事項
地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項						飲食等営業)の用に供するもの 17. 工場 18. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	13. 自動車修理工場 14. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	
		建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²						
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.5 m以上(車庫、物置その他これらに類する用途に供するものについては、1.0 m以上)でなければならない。 ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は制限を緩和することとする。 ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0 m以下のもの。 ②車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内のもの。						
		建築物の高さの最高限度	—						建築物の高さは20 mを超えてはならない。
		建築物等の意匠の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋外広告物の色は、原色の多用を避け明るく落ち着いた色調とし、周辺環境との調和に努めるものとする。						

「区域は計画図表示のとおり」



青葉台地区地区計画 建築物の用途制限表

用途地域内の建築物の用途制限		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	備考
建てられる用途								
建てられない用途								
地区計画で建てられない用途								
地区計画で一部建築が可能な用途（備考欄確認）								
住宅								
専用住宅		①	①	①				
共同住宅、寄宿舎、下宿		×	×	×	×	×	×	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校					×	×	×	
大学、高等専門学校、専修学校等					×	×	×	
図書館等					×	×	×	
神社、寺院、教会等		×	×	×	×	×	×	
診療所					×	×	×	
保育所等					×	×	×	
病院					×	×	×	
老人ホーム、福祉ホーム等					×	×	×	
老人福祉センター、児童厚生施設等		①	①	①	※	※	※	※床面積の合計が600㎡以内のものは建築可能
公衆浴場		×	×	×	×	×	×	
巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物								
自動車教習所							×	
店舗・飲食店等			※	※	×	×		⑥ ※用途制限あり
2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定のもの					×	×		⑥
2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定のもの				③	⑤	⑤		⑥ ※床面積の合計が500㎡以内のものは建築可能
上記以外の店舗、飲食店								
事務所等				③	⑤	⑤		
集会場				③				
ホテル、旅館				×	×	×		
ホーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バンティング練習場								
遊技施設						⑤	⑤	⑤ ⑤
カラオケボックス等						⑤	⑤	⑤
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、競馬投票券発売所、場外券売場等								
劇場、映画館、演芸場								
客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの								
演芸場、観覧場								
客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの								
ナイトクラブ等						②		
キャバレー、料理店等								
個室付浴場等								
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、競馬投票券発売所、場外券売場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの								
(劇場、映画館、演芸場、観覧場については客席部分の床面積)								
単独車庫(付属車庫を除く)				※	※	※		※2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下のものは建築可能
建築物付属自動車庫								
1階以下かつ600㎡以下のもの								
2階以下かつ3,000㎡以下のもの								
2階以下のもの								
倉庫業を営む倉庫								
畜舎				①				
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、雑貨店、自転車店、家庭電器器具店等で作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの		①	①	①	①			
作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの								
自動車修理工場								
作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの								
作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの								
作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれがない工場								
作業場の床面積の合計が150㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれがない工場								
作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの又は危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場								
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場				③				
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量								
量が非常に少ない施設								
量が少ない施設								
量がやや多い施設								
量が多い施設								
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等								
		都市計画区域内においては、都市計画決定が必要						

注1)本表は建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
注2)本市は「田園住居地域」の用途指定はありません。

①一定規模以下のものに限り建築可能
②当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に限り建築可能
③当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能
④当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
⑤当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能
⑥物品販売店舗、飲食店が建築禁止